

その他災害対策編

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">その他災害対策編</p> <p style="text-align: center;">原子力災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害に対する備え</p> <p>第3 健康被害の防止</p> <p>2 市及び県は、放射性物質の拡散の有無を空間放射線量を測定を実施し、その測定結果を公式ホームページ等で公表する。(市：市民生活部、保健医療部、県：健康福祉部)</p> <p style="text-align: center;">原-677</p>	<p style="text-align: center;">その他災害対策編</p> <p style="text-align: center;">原子力災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害に対する備え</p> <p>第3 健康被害の防止</p> <p>2 市及び県は、<u>は</u>、放射性物質の拡散の有無を空間放射線量を測定を実施し、その測定結果を公式ホームページ等で公表する。(市：市民環境部、保健医療部、県：健康福祉部)</p> <p style="text-align: center;">原-662</p>	<p style="text-align: center;">誤字の修正</p>

修正後	修正前	修正理由																																										
<p style="text-align: center;">第5節 健康被害防止対策</p> <p>第2 安定ヨウ素剤の配布 (市：保健医療部)</p> <p>2 保管数量</p> <p>次のとおり 33 千人分 (40 歳未満・40 歳以上の妊婦) の備蓄を行う。なお、使用期限 (分包 1<u>3</u>年、丸薬 3<u>5</u>年 (製造から)) 以内に更新する。</p> <p>(1) ヨウ化カリウム 丸薬 (7<u>3</u>歳以上 40 歳未満の者)</p> <p>(2) ヨウ化カリウム 分包 (乳剤と混合) (7<u>3</u>歳未満の者)</p> <p style="text-align: center;">原-683</p> <p>3 安定ヨウ素剤の配布</p> <p>(5) 服用量</p> <table border="1" data-bbox="240 1451 1249 1892"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>ヨウ化カリウム量 (一人あたり)</th> <th>服用量 (一人あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新生児 (1 か月未満)</td> <td>16.3m g</td> <td>1 包 (0.1 g)</td> </tr> <tr> <td>生後 1 か月以上 3 歳未満の者</td> <td>32.5m g</td> <td>1 包 (0.2 g)</td> </tr> <tr> <td>3 歳以上 7 歳未満の者</td> <td>50m g</td> <td>1 包 (0.3 g) 丸薬 1 丸</td> </tr> <tr> <td>7 歳以上 13 歳未満の者</td> <td>50m g</td> <td>丸薬 1 丸</td> </tr> <tr> <td>13 歳以上 40 歳未満の者</td> <td>100<u>50</u>m g</td> <td>丸薬 2 丸</td> </tr> <tr> <td>40 歳以上の妊婦</td> <td>100<u>50</u>m g</td> <td>丸薬 2 丸</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	ヨウ化カリウム量 (一人あたり)	服用量 (一人あたり)	新生児 (1 か月未満)	16.3m g	1 包 (0.1 g)	生後 1 か月以上 3 歳未満の者	32.5m g	1 包 (0.2 g)	3 歳以上 7 歳未満の者	50m g	1 包 (0.3 g) 丸薬 1 丸	7 歳以上 13 歳未満の者	50m g	丸薬 1 丸	13 歳以上 40 歳未満の者	100 <u>50</u> m g	丸薬 2 丸	40 歳以上の妊婦	100 <u>50</u> m g	丸薬 2 丸	<p style="text-align: center;">第5節 健康被害防止対策</p> <p>第2 安定ヨウ素剤の配布 (市：保健医療部)</p> <p>2 保管数量</p> <p>次のとおり 33 千人分 (40 歳未満・40 歳以上の妊婦) の備蓄を行う。なお、使用期限 (分包 1<u>3</u>年、丸薬 3<u>5</u>年 (製造から)) 以内に更新する。</p> <p>(1) ヨウ化カリウム 丸薬 (7<u>3</u>歳以上 40 歳未満の者)</p> <p>(2) ヨウ化カリウム 分包 (乳剤と混合) (7<u>3</u>歳未満の者)</p> <p style="text-align: center;">原-668</p> <p>3 安定ヨウ素剤の配布</p> <p>(5) 服用量</p> <table border="1" data-bbox="1466 1451 2475 1892"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>ヨウ化カリウム量 (一人あたり)</th> <th>服用量 (一人あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新生児 (1 か月未満)</td> <td>16.3m g</td> <td>1 包 (0.1 g)</td> </tr> <tr> <td>生後 1 か月以上 3 歳未満の者</td> <td>32.5m g</td> <td>1 包 (0.2 g)</td> </tr> <tr> <td>3 歳以上 7 歳未満の者</td> <td>50m g</td> <td><u>1 包 (0.3 g)</u></td> </tr> <tr> <td>7 歳以上 13 歳未満の者</td> <td>50m g</td> <td>丸薬 1 丸</td> </tr> <tr> <td>13 歳以上 40 歳未満の者</td> <td><u>100</u>m g</td> <td>丸薬 2 丸</td> </tr> <tr> <td>40 歳以上の妊婦</td> <td><u>100</u>m g</td> <td>丸薬 2 丸</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	ヨウ化カリウム量 (一人あたり)	服用量 (一人あたり)	新生児 (1 か月未満)	16.3m g	1 包 (0.1 g)	生後 1 か月以上 3 歳未満の者	32.5m g	1 包 (0.2 g)	3 歳以上 7 歳未満の者	50m g	<u>1 包 (0.3 g)</u>	7 歳以上 13 歳未満の者	50m g	丸薬 1 丸	13 歳以上 40 歳未満の者	<u>100</u> m g	丸薬 2 丸	40 歳以上の妊婦	<u>100</u> m g	丸薬 2 丸	<p style="text-align: center;">修正</p>
対象者	ヨウ化カリウム量 (一人あたり)	服用量 (一人あたり)																																										
新生児 (1 か月未満)	16.3m g	1 包 (0.1 g)																																										
生後 1 か月以上 3 歳未満の者	32.5m g	1 包 (0.2 g)																																										
3 歳以上 7 歳未満の者	50m g	1 包 (0.3 g) 丸薬 1 丸																																										
7 歳以上 13 歳未満の者	50m g	丸薬 1 丸																																										
13 歳以上 40 歳未満の者	100 <u>50</u> m g	丸薬 2 丸																																										
40 歳以上の妊婦	100 <u>50</u> m g	丸薬 2 丸																																										
対象者	ヨウ化カリウム量 (一人あたり)	服用量 (一人あたり)																																										
新生児 (1 か月未満)	16.3m g	1 包 (0.1 g)																																										
生後 1 か月以上 3 歳未満の者	32.5m g	1 包 (0.2 g)																																										
3 歳以上 7 歳未満の者	50m g	<u>1 包 (0.3 g)</u>																																										
7 歳以上 13 歳未満の者	50m g	丸薬 1 丸																																										
13 歳以上 40 歳未満の者	<u>100</u> m g	丸薬 2 丸																																										
40 歳以上の妊婦	<u>100</u> m g	丸薬 2 丸																																										

<p>7 通信の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【関係機関が実施する計画】(東日本電信電話(株)NTT 東日本(株) 長野支店)</p> <p>電気通信設備の予防措置</p> <p style="text-align: center;">雪-709</p> <p>12 文化財の保護</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】</p> <p>所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(県民文化部)</p> <p>市文化財所管部局を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導する。</p> <p style="text-align: center;">雪-711</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部・企画振興部・健康福祉部・警察本部)</p> <p>(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図る。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。</p> <p>a 雪害に関する気象警報・注意報等に対する知識</p> <p style="text-align: center;">雪-712</p>	<p>7 通信の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【関係機関が実施する計画】(東日本電信電話(株)NTT 東日本(株) 長野支店)</p> <p>電気通信設備の予防措置</p> <p style="text-align: center;">雪-694</p> <p>12 文化財の保護</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】(教育部)</p> <p>所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。</p> <p>イ 【県が実施する計画】(教育委員会)</p> <p>市教育部を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導する。</p> <p style="text-align: center;">雪-696</p> <p>イ 【県が実施する計画】(危機管理部・企画振興部・健康福祉部・警察本部)</p> <p>(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図る。</p> <p>また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。</p> <p>a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識</p> <p style="text-align: center;">雪-697</p>	
--	---	--

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 通信の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【関係機関が実施する対策】(東日本電信電話(株)NTT 東日本(株))</p> <p style="text-align: center;">雪-721</p>	<p style="text-align: center;">第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>3 通信の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【関係機関が実施する対策】(東日本電信電話(株)NTT 東日本(株))</p> <p style="text-align: center;">雪-706</p>	<p>社名変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">道路災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第3節 災害応急対策の実施</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(ア) パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、道路啓開計画に基づき速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。</p> <p>災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。</p> <p>(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p style="text-align: center;">道-749</p>	<p style="text-align: center;">道路災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第3節 災害応急対策の実施</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【県が実施する対策】</p> <p>(ア) パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。</p> <p>災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。</p> <p>(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p style="text-align: center;">道-734</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第3節 救助・救急・消火活動</p> <p>第3 活動の内容【救急・救助・消火活動】</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する対策】(危機管理課、保健医療部、松本広域消防)</p> <p>風水害対策編第3章「災害応急対策計画」、第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。</p> <p style="text-align: center;">鉄道-769</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第3節 救助・救急・消火活動</p> <p>第3 活動の内容【救急・救助・消火活動】</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【市が実施する対策】(保健医療部)</p> <p>風水害対策編第3章「災害応急対策計画」、第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。</p> <p style="text-align: center;">鉄道-754</p>	<p>部局の修正</p>

修正後	修正前	修正理由
-----	-----	------

<p style="text-align: center;">危険物等災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[危険物関係]</p> <p>ア 【松本広域消防局が実施する計画】</p> <p>(ア) 消火資機材の整備促進</p> <p>市町村は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。</p> <p style="text-align: right;">危険-779</p>	<p style="text-align: center;">危険物等災害対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[危険物関係]</p> <p>ア 【松本広域消防局が実施する計画】</p> <p>(ア) 消火資機材の整備促進</p> <p><u>市町村は</u>、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。</p> <p style="text-align: right;">危険-764</p>	<p style="text-align: center;">記載修正</p>
---	---	---

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">大規模な火事対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 火災に対する建築物の安全化</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。(危機管理部)</p> <p>市町村<u>文化財所管部局</u>を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。(県民文化部)</p> <p style="text-align: right;">大火事-793</p>	<p style="text-align: center;">大規模な火事対策編</p> <p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 火災に対する建築物の安全化</p> <p>イ 【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。(危機管理部)</p> <p>市町村<u>教育委員会</u>を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。(教育委員会)</p> <p style="text-align: right;">大火事-778</p>	<p style="text-align: center;">県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（松本広域消防局、危機管理課）</p> <p>（イ） 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。</p> <p>また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助・方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;">大火事-779</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理課）</p> <p>（ア） 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制</u>の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層を<u>はじめとした団員の入団促進を図るものとする。</u></p> <p><u>また、地域住民と消防団員の交流を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりをすすめるよう努めるものとする。さらに、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水利活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。</u></p> <p><u>また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">大火事-796</p>	<p style="text-align: center;">第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（松本広域消防局、危機管理課）</p> <p>（イ） 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。</p> <p>また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。</p> <p style="text-align: center;">大火事-764</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>ア 【市が実施する計画】（危機管理課）</p> <p>（ア） 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の<u>施設、設備</u>の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の<u>加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">大火事-781</p>	<p>県防災計画の変更に伴う変更</p>

修正後	修正前	修正理由
<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策計画</p>	<p>誤字の修正</p>

<p>第2節 避難誘導活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する対策】(全機関)</p> <p>庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">大火事-801</p>	<p>第2節 避難誘導活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 【県が実施する対策】(全機関)</p> <p>庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">大火事-785</p>	
---	---	--

修正後	修正前	修正理由
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 林野火災の警戒活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火災警報又は林野火災注意報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限</p> <p>(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報等の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 火災警報又は林野火災注意報の住民及び入林者への周知は、広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有無線放送等を通じ、周知徹底する。</p> <p style="text-align: center;">大火事-811-812</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 林野火災の警戒活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限</p> <p>(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。</p> <p>(ウ) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有無線放送等を通じ、周知徹底する。</p> <p style="text-align: center;">大火事-796-97</p>	<p>誤字の修正</p>